

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項
(事業参加者関係)

平成 28 年 3 月 23 日
学 長 裁 定

国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）第 6 条及び第 7 条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係）

規程第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等事業への出席を拒むことや、拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒むこと
- 障害があることを理由に資料の送付やパンフレットの提供を拒むこと
- 障害があることを理由に窓口等での対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること

第 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第 3 条第 3 項及び第 4 項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと

- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の参加者と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある参加者のために、利用施設に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、事業中、頻回に離席の必要がある参加者について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、会場内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す参加者のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- パンフレット等の印刷物にアクセスできるよう、参加者の要望に応じた提供すること
- 公開講座などを実施する教員等が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、職員や補助者が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある参加者で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 事業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 事業等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある参加者に配慮し、車両乗降場所を会場の出入り口に近い場所へ変更すること
- 障害のある参加者が参加している実験・実習等において、補助者を配置すること
- ICレコーダー等を用いた事業の録音を認めること
- 事業中、ノートを取ることが難しい参加者に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある参加者に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること

- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 会場内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 事業出席に介助者が必要な場合には、介助者が事業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある参加者の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること